

尾張旭市監査公表第9号

令和8年1月6日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年1月29日付け7保第697号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月3日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 市原 誠 二

健康福祉部保険医療課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。</p> <p>しかしながら、国民健康保険レセプト二次点検業務委託の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。</p> <p>また、何ら検討することなしに、契約保証金を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、次年度以降の契約において、契約保証金免除の条項を追加して改める。</p> <p>課内職員に指摘内容の情報共有を図り、今後は、契約規則に沿った事務を適切に行う。</p>
<p>同課における令和6年10月から令和7年9月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、後期高齢者医療書類送付用として令和7年3月に26円切手を62枚購入し受入れの上、全く使用することのないまま、令和7年度に繰り越していた。なお、その後、令和7年9月末までの使用枚数は7枚であった。</p> <p>会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。</p>	<p>会計年度独立の原則や翌年度への繰越しは必要最小限とすることについて、課内で情報共有を行った。</p> <p>今後は、切手の購入に当たり、過去の使用実績を参考として購入数量を決定する。</p>

金券類等取扱事務を適切に実施された い。	
-------------------------	--